

Ⅲ 記念講演

わが国におけるサステナビリティ開示基準に関する取り組み

川 西 安 喜
サステナビリティ基準委員会 委員長

要 旨

本稿では、サステナビリティ開示基準をめぐる海外の動向について概観した上で、サステナビリティ開示基準をめぐる国内の動向について概観する。海外の動向では、ISSB 設立の経緯と概要に触れた上で、ISSB の提案、米国の提案及び欧州の提案についてみていくこととする。国内の動向では、SSBJ 設立の経緯と SSBJ の概要に触れた上で、今後予定される SSBJ の対応についてみていくこととする。なお、本稿は国際会計研究学会第 39 回研究大会の記念講演の内容を基礎として、その後の動向についても適宜反映している。

I サステナビリティ開示基準をめぐる海外の動向

1. ISSB 設立の経緯と概要

(1) ISSB 設立の経緯

サステナビリティに関連する財務情報の開示に関するニーズは昔から存在していたと考えられるが、近年、グローバルな基準開発に対するニーズが高まってきた背景には、サステナビリティ開示に関する基準やフレームワークを開発する設定主体等が乱立し、これらを統合する機運が高まってきたことが挙げられる。

2015年12月に金融安定理事会（FSB）は、気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）を設置し、2017年6月に気候変動に関する財務情報開示のフレームワークであるTCFD提言を公表した。2022年11月現在で、100を超える法域における4,000を超える企業等⁽¹⁾が気候変動の影響に関する開示を積極的に進めていくとのTCFDの活動趣旨に賛同しており、当該フレームワークを利用した自主的な開示を行う企業も増えてきている。しかしながら、TCFDは、気候関連の開示に焦点を当てており、気候以外のサステナビリティのテーマを扱っていない。

そのような中、グローバルなサステナビリティ開示基準を開発するために主導的な役割を担うことを表明したのが、国際会計基準（IFRS 会計基準）を開発する国際会計基準審議会（IASB）の母体組織であるIFRS財団である。2020年9月、IFRS財団は傘下の国際サステナ

ビリティ基準審議会（ISSB）が担う会計基準の設定のみならず、サステナビリティ開示基準の設定についても担うべきか否か公開協議を行った⁽²⁾。

このIFRS財団の取組みに対して、サステナビリティ開示基準やフレームワーク等を設定する5つの民間団体である、国際統合報告評議会（IIRC）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、気候開示基準委員会（CDSB）、CDP及びグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）は、継続的に協力していく旨を表明するとともに、包括的な企業報告システムを念頭に置いた基準案の試作品（プロトタイプ）を含む提案を公表した。IIRCは統合報告のフレームワークの設定主体であり、SASBは産業別のサステナビリティ開示基準設定主体であり、CDSBは気候、水、生物多様性等のフレームワークの設定主体である。GRIは5団体の中で最も歴史が長く、対象とする利用者をマルチステークホルダーとしている点が特徴となっている。CDPは基準等の設定主体ではなく、企業にGHG排出、水、森林等に関する質問状を送付し回答を評価することで企業を格付けする団体である。サステナビリティ開示基準等の主要な設定主体は（図表1）のとおりである。

IFRS財団は、公開協議において寄せられたコメントや5団体を含む利害関係者との継続的な対話を踏まえ、2021年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、ISSBを設立することを発表した。

図表 1 ISSB 設立時の主要な設定主体

	TCFD	IIRC	SASB	CDSB	GRI
組織名称	Task Force on Climate-related Financial Disclosures	International Integrated Reporting Council	Sustainability Accounting Standards Board	Climate Disclosure Standards Board	Global Reporting Initiative
組織形態	金融安定理事会のタスクフォース	民間の非営利組織	民間の非営利組織	民間のコンソーシアム	NGO団体
本部所在地	ニューヨーク	ロンドン	サンフランシスコ	ロンドン	アムステルダム
開示基準フレームワーク	TCFD提言	国際統合報告フレームワーク	SASBスタンダード	CDSBフレームワーク	GRIスタンダード
公表年	2017年	2013年	2018年	2015年	2000年
対象とする利用者	投資家等	投資家等	投資家等	投資家等	マルチステークホルダー
特徴	原則主義	原則主義	細則主義	原則主義	細則主義

(出典) 各団体のホームページ等より 2021 年 5 月以前の状況にて SSBJ 事務局が作成

(2) ISSB の概要

ISSB は IASB の姉妹組織として IFRS 財団の下に設置された。議決要件等の ISSB のガバナンスに関する規則は基本的に IASB のガバナンスに関する規則を踏襲しているが、大きく異なるのは、IASB がロンドンを中心に運営されているのに対し、ISSB はマルチ・ロケーション・モデルを採用し、複数の拠点を置くこととされている点である。本部はフランクフルトに置かれ、議長と副議長 1 名が常駐することとされており、モントリオールにも副議長 1 名が常駐することとされている。これらのほか、サンフランシスコ、ロンドン、東京にもオフィスを置くこととされ、東京オフィスには小森博司理事が常駐することとされている。

ISSB は基準開発を白紙から始めることはしないとしており、既存の基準やフレームワークを活用するため、既存の設定主体との統合や連携を進めている。2021 年 11 月、ISSB は CDSB と統合することを発表し、2022 年 1 月、統合

手続を完了させた。また、2021 年 6 月、IIRC と SASB は統合して価値報告財団 (VRF) となったが、2021 年 11 月、ISSB はこの VRF と統合することを発表し、2022 年 8 月、統合手続の完了を発表した。さらに、ISSB は 2021 年 3 月、GRI と提携することを発表し、2022 年 11 月現在、ISSB 基準に定めがない場合に参照可能な基準等に含めるか否かが議論されている。なお、2022 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27) では、2024 年から CDP はその質問状に ISSB が開発する「IFRS S2 号『気候関連開示』」基準の内容を取込むことが公表されている。

2. サステナビリティ基準をめぐる国際的な動向

(1) ISSB の提案

ISSB の公開草案は 2022 年 3 月 31 日に公表され、コメント期限は 2022 年 7 月 29 日までであった。2023 年のできるだけ早い時期に最

終化したいとしている。

基準案はIFRSサステナビリティ開示基準共通の開示要求となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の基準案（S1基準案）と、TCFD提言に基づく気候関連の開示要求となるIFRS S2号「気候関連開示」の基準案（S2基準案）により構成されている。なお、S2基準案には付録B「産業別開示要求」が付属しており、SASBスタンダードに基づく気候関連の産業別開示要求が11のセクター、68の産業について提案されている。

ISSBの提案する基準は、包括的なグローバル・ベースラインとなることが想定されている。すなわち、ISSBが公表する基準を採用するか否かは各法域について判断することになるが、ISSBが提案する基準に追加して法域独自の要求事項を追加することが可能であるとされている。

(2) 米国の提案

米国では証券取引委員会（SEC）から気候変動開示規則案が2022年3月21日に公表され、コメント期限は6月17日までとされた。

SECの提案は、財務諸表内及び財務諸表外（MD&A）における気候変動に関連する開示を扱っている。提案の内容はTCFD提言をベースとしているが、ISSBや後述する欧州がリスク及び機会に焦点を当てているのに対し、SECの提案はリスクに焦点を当てているのが特徴的である。また、段階的に第三者による保証を要求していることや、企業の規模によって適用開始日をずらしている点も特徴的である。

なお、この提案はSEC登録企業を対象としているため、対象には外国登録企業（FPI）も含まれることになる。

(3) 欧州の提案

欧州では2018年より非財務報告指令（NFRD）が施行されているが、2021年4月、欧州委員会はこの改正案として、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を公表している。また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に、CSRDの具体的な開示基準である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を開発する権限が与えられ、2022年4月29日に公開草案が公表され、コメント期限は2022年8月8日までとされた。2022年11月28日、EU理事会はCSRD案を最終承認した。今後、2023年6月に欧州委員会がESRS案を委任法として採択した後、2024年に開始する事業年度に係る報告から一部の企業に適用される予定である。

欧州の提案の特徴は、報告企業が環境・社会に与える影響だけではなく、環境・社会が報告企業に与える影響についても報告することとする、いわゆるダブル・マテリアリティの概念を採用している点である。また、気候変動以外のESGに関する事項全般についても開示の対象としている点が特徴的である。さらに、段階的に第三者による保証を要求することや、企業の規模によって適用開始日をずらすことも提案されている。

なお、欧州連合（EU）域内に子会社又は支店を有し、一定の条件を満たす場合には、EU域外の親会社（例えばEU域内に拠点を有する日本企業等）にも適用される定めを置くことが提案されている。

II サステナビリティ基準をめぐる国内の動向

1. SSBJ設立の経緯と概要

(1) FASFの定款変更とSSBJの設立

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）は、

企業会計基準委員会（ASBJ）の母体組織であり、わが国から IFRS 財団に資金を拠出する際の単独の窓口となってきた。

IFRS 財団等を含む国際的なサステナビリティ開示基準に関する議論の状況、国内の状況を踏まえ、2021 年 10 月、FASF は定款を変更し、その目的にサステナビリティ開示基準に関する事項を追加した。

さらに、2021 年 12 月に開催された FASF の理事会において、2022 年 7 月 1 日付でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設立することが決議された。すぐに SSBJ を立ち上げることができなかったのは、SSBJ の委員の選任について ASBJ と同様の手続を踏むこととし、そのための時間が必要とされたためである。

一方で、国際的な議論は急速に進んでおり、ISSB から公開草案が公表された場合に適時に

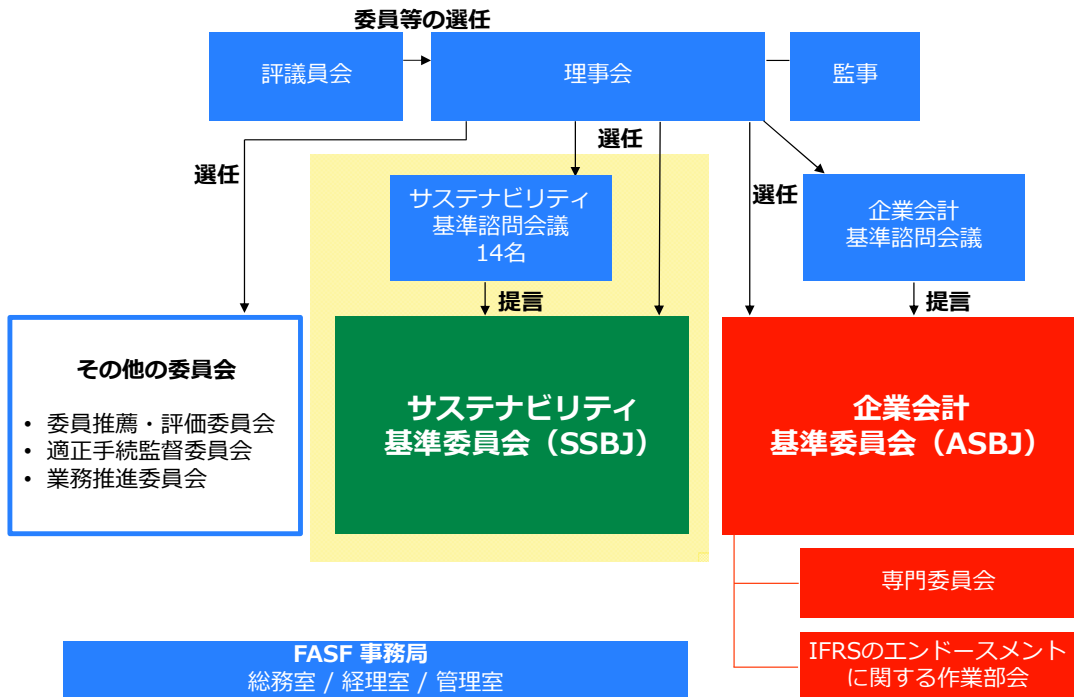
対応できるようにするため、同じ FASF の理事会において SSBJ 設立準備委員会を設置することが決議された。

SSBJ 設立準備委員会は 2022 年 2 月より審議を開始し、当初は IFRS 財団の技術的準備ワーキング・グループのプロトタイプについて議論していたが、2022 年 3 月に ISSB から公開草案が公表されてからは公開草案について議論を行った。

所定の選任プロセスを経て、2022 年 5 月に開催された FASF の理事会において SSBJ の委員長及び委員が選任された。SSBJ 設立準備委員会の委員のほとんどがそのまま SSBJ 委員に選任されたため、移行はスムーズに行われた。

SSBJ 設立後の FASF の組織構造は(図表 2)のとおりである。

図表 2 SSBJ 設立後の FASF の組織構造



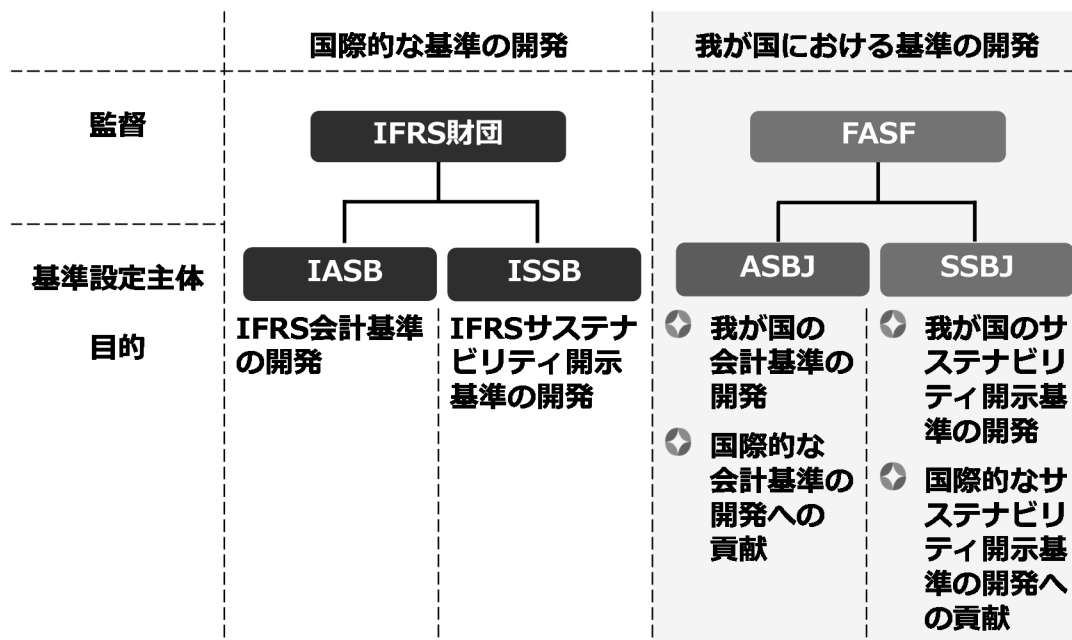
(2) SSBJの概要

SSBJはASBJの姉妹組織として設立されたこともあり、ASBJにおいて既に存在しているガバナンスやデュー・プロセスについて、SSBJでも採用することとしている。ASBJの目的は国内の会計基準の開発と国際的な会計基準の開発への貢献の2つであるが、SSBJの目的は、国内のサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献となっている。委員の任期、委員の定足数、議決要件等も、SSBJはASBJに合わせている。

新しく導入した点としては、ASBJの常勤委員がSSBJの常勤委員を兼務できるとした点がある。

IFRS財団がIASBの姉妹組織としてISSBを設置したようにFASFがASBJの姉妹組織としてSSBJを設置したことにより、組織間の関係が明確になったといえる。IFRS財団の国内のカウンターパートはFASF、IASBの国内のカウンターパートはASBJ、ISSBのカウンターパートはSSBJという具合である（図表3）。

図表3 組織間の関係



(3) 国際的な意見発信

これまでのSSBJの活動は、専ら国際的な意見発信を中心に行ってきた。ISSBの公開草案に対するコメントの提出が大きな節目となったが、SSBJでは、ISSBの公開草案の内容の周知にも相当のリソースを費やした。具体的には、公開草案の日本語訳を作成し、公表するとともに、ISSBの公開草案の解説動画を作成し、

SSBJのホームページに掲載した⁽³⁾。また、ISSBの公開草案の内容を紹介する外部団体等のセミナーに講師を派遣した。

今後も、IFRS財団、ISSB又はIASBから公表された主要なサステナビリティ開示基準に関するデュー・プロセス文書に対しては、原則としてコメント・レターを提出する予定である。また、これら以外の団体等から公表された

デュー・プロセス文書についても、必要と認められる場合にはコメント・レターを提出する予定である。

なお、国際的な意見発信の手段としてコメント・レターの提出は非常に強力な手段であるが、そのほかの手段としては国際的な会議への参加がある。2022年5月からSSBJ設立準備委員会がISSBのJurisdictional Working Groupに参加しており、SSBJが設立されてからはSSBJが参加している。また、ISSBのサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム(SSAF)はメンバーを募集したところであるが、SSBJもこれに応募している。さらに、現状では各国におけるサステナビリティ開示基準に責任を持つ設定主体等が明らかになっていない国が多いが、これが明らかになってきたところで他国の設定主体と連携することも検討している。

(4) 国内基準の開発

SSBJの目的の1つに国内のサステナビリティ開示基準の開発を挙げているが、現状ではSSBJが開発するサステナビリティ開示基準の法令上の取扱いが明確ではない。この点につい

て、2022年6月13日に公表された金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「企業会計基準やその設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)が法令上の枠組みの中で位置付けられていることを参考としつつ、SSBJが策定するサステナビリティ開示の具体的内容やSSBJ自身について、法令上の枠組みを含めて、どのように位置付けるかが論点となる」旨記載されており、検討が始まったところである。

SSBJによる国内のサステナビリティ開示基準の開発は、法令上の枠組み等によるSSBJの位置付けに沿って行う予定である。

注

- (1) <https://www.fsb-tcfd.org/>
- (2) <https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2021/sustainability-reporting/consultation-paper-and-comment-letters/>
- (3) ISSB公開草案(S1基準案及びS2基準案)の仮訳、解説動画等：
https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_sb.html, S2基準案に含まれる産業別基準案(付録B)の仮訳、解説動画等：
https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_sb/2022-2-b.html